

平成19年4月23日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定に伴う
運用上の留意事項について

社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領（以下「実施要領」という。）の制定については、平成19年4月23日付け基発第0423002号により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

1 健康管理手帳の有効期間に係る改正について

傷病別アフターケア実施要綱に定める「4 健康管理手帳の有効期間」の改正については、平成19年10月1日以降に「健康管理手帳更新・再交付申請書」（以下「更新等申請書」という。）を受け付けたものから適用する。

なお、本改正に係る機械処理事務の変更については、別途労災保険業務室から通知される予定である。

2 アフターケアの継続に係る必要性の確認について

アフターケアを継続する必要性の有無については、主治医の意見等に基づき判断することとしているが、意見の提出については「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（実施要領の様式第3号別紙）によること。

なお、必要に応じて主治医等に対する照会、「アフターケア委託費請求内訳書」による確認を行うこと。

また、診断書を徴する場合の費用は申請者の負担となることから、診断書を提出することの必要性について十分に説明を行うこと。

3 健康管理手帳の受領確認について

- (1) 健康管理手帳（以下「手帳」という。）を郵送により交付する場合は、配達記録郵便等により到達の事実を確認できる方法により行うこと。

- (2) 機械処理上、手帳の交付日から1か月以上経過した対象者のうち「健康管理手帳項目修正帳票」(帳票種別37203)(以下「修正帳票」という。)による手帳受領済の登記がなされていない者の一覧として、「手帳受領未確認者一覧」を毎月初めに本省から配信することとなっているので、手帳の受領書の提出に遺漏のないようにすること。

なお、このため手帳の受領書が提出された場合には、修正帳票により「㊸対象者の受領管理」の入力処理を必ず行うこと。

4 健康管理手帳の返納について

- (1) 手帳の更新又は再交付に際し、既に交付されている手帳については新たな手帳を受領した後に返納させるものとしたところであるが、これは、アフターケアが医療機関等に手帳を提出することによって保健上の措置を受けることができるとしていることから、アフターケアの対象者に不都合が生じないよう配慮したものであること。

- (2) 平成19年10月1日以降の機械処理システムの改修後は、手帳の有効期間の満了日から1か月以上経過した対象者のうち修正帳票による手帳返納済の登記がなされていない者の一覧として、「手帳返納未確認者一覧」を毎月初めに本省から配信することとするので、不正受給防止の観点から手帳の返納に遺漏がないようにすること。

また、このため手帳が返納された場合には、修正帳票により「㊸対象者の返納管理」の入力処理を必ず行うこと。

- (3) 返納された手帳は、せん孔又は使用済み印等により使用不能とし「健康管理手帳交付決議書」とともに保管すること。

- (4) 手帳を紛失した場合には、手帳の紛失に係るてん末書(任意様式)を提出させた上、修正帳票の「㊸対象者の返納管理」に「1 返納済」と入力処理すること。

- (5) 更新等申請書が提出されたとき(初回の更新は除く。)は、機械処理により手帳の返納状況を確認し、手帳返納済みの登記がなされていない場合には、手帳の再交付を行う前に、既に有効期間が失効している前回の手帳の返納を求めること。

- (6) 実施要領中の6の(6)において、手帳の有効期間が満了したときは返納しなければならないものとしていることから、手帳の有効期間が経過して更新等申請書が提出された場合は、当該申請書に既に有効期間が失効している手帳を添付させるものとする。

5 健康管理手帳の医療機関等への提出について

- (1) アフターケアの対象者に対しては、アフターケアを受ける都度、手帳を医療機関等に提出しない場合にはアフターケアが受けられないことを周知・徹底すること。
- (2) アフターケアの継続を必要とする場合にあっては、手帳の有効期間の失効によって手

帳を医療機関等に提出できないことがないよう、1か月前までに更新等申請書を所轄労働基準監督署あて提出することを指導すること。

6 医療機関等における健康管理手帳の確認について

医療機関等における手帳の確認は、手帳の有効期間が経過した後もアフターケアを受けるなどの不正受給を防止する観点から重要であるので、医療機関等に対しては手帳の確認を怠らないよう指導し、診察時に手帳が有効期間外であった場合は、アフターケアに要した費用が支払われないことを周知・徹底すること。

なお、「アフターケア委託費請求内訳書」の診察又は検査の年月日が有効期間外であるものについては、機械処理上、エラー処理となるので、この場合には、診察年月日等を医療機関等に照会し、有効期間外であることが確認されたときには、アフターケアに係る費用の支払は行えないこと。

7 傷病コードについて

今回の改正に対応する機械処理システムが稼働するまでの期間（平成19年7月1日から同年9月30日の間）、「脳の器質性障害に係るアフターケア」については、手帳を交付（更新を含む。）する際、次の傷病コードを使用すること。

なお、当該期間にあつては、手帳の印字が対応できないため、手帳の「症状固定（治ゆ）時における障害の部位・状態」欄の記載に遺漏のないようにすること。

傷病名	傷病コード
① 頭頸部外傷症候群等に含まれていた「一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。）」、「外傷による脳の器質的損傷」及び「減圧症」	02
② 脳血管疾患	12
③ 有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）	13

8 新実施要領の周知について

本実施要領の制定に伴い、医療機関用及び対象者用のパンフレットを作成し、平成19年5月末までに本省から医療機関等及び対象者にそれぞれ送付する予定であるが、医療機関等及び対象者から問い合わせがあった場合には、本件実施要領の内容を説明すること。

また、都道府県医師会に対しては、労働局より本パンフレットを活用し、適宜周知を図ること。

社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領</u></p> <p>1 目的 業務災害又は通勤災害により、<u>せき髄損傷等の傷病に</u>り患した者にあつては、<u>症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませるものとする。</u></p> <p>2 対象傷病 アフターケアの対象傷病は、<u>次のものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① せき髄損傷 ② 頭頸部外傷症候群等（<u>頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛</u>） ③ 尿路系障害 ④ 慢性肝炎 ⑤ 白内障等の眼疾患 ⑥ 振動障害 ⑦ 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折 ⑧ 人工関節・人工骨頭置換 ⑨ 慢性化膿性骨髓炎 ⑩ 虚血性心疾患等 ⑪ 尿路系腫瘍 ⑫ <u>脳の器質性障害</u> ⑬ 外傷による末梢神経損傷 ⑭ 熱傷 ⑮ サリン中毒 ⑯ 精神障害 ⑰ 循環器障害 ⑱ 呼吸機能障害 ⑲ 消化器障害 ⑳ <u>炭鉱災害による一酸化炭素中毒</u> <p>3 対象者 アフターケアの対象者（以下「対象者」という。）は、<u>別紙の「傷病別アフターケア実施要綱」（以下「傷病別実施要綱」という。）に定めるところによる。</u> なお、<u>傷病別実施要綱に定める労働者災害補償保険法による障害（補償）給付を受けることが見込まれる者とは、障害（補償）給付の請求から支給決定までにかんがむ期間を要すると見込まれる場合であつて、主治医等の診断書、エックス線写真等により、アフターケアの支給要件を満たす障害等級に該当することが明らかであると認められる者をいう。</u></p> <p>4 措置範囲 アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、<u>次の事項について傷病別実施要綱に定めるところによる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 診察 ② 保健指導 ③ 保健のための処置 ④ 検査 	<p style="text-align: center;"><u>労働福祉事業としてのアフターケア実施要領</u></p> <p>1 目的 業務災害又は通勤災害により<u>せき髄損傷、頭頸部外傷症候群、慢性肝炎、振動障害等の傷病に</u>り患した者<u>で、その症状が固定したもの</u>にあつては、<u>症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、アフターケアとして必要に応じ、予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持回復せしめ円滑な社会生活を営ませるものとする。</u></p> <p>2 対象傷病 アフターケアの対象とする傷病は、<u>せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。）、外傷による脳の器質的損傷、腰痛、減圧症）、尿路系障害、慢性肝炎、白内障等の眼疾患、振動障害、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折、人工関節・人工骨頭置換、慢性化膿性骨髓炎、虚血性心疾患等、尿路系腫瘍、脳血管疾患、有機溶剤中毒等、外傷による末梢神経損傷、熱傷、サリン中毒、精神障害、循環器障害、呼吸機能障害及び消化器障害とする。</u></p> <p>3 対象者 <u>別紙傷病別アフターケア実施要綱に定めるところによる。</u></p> <p>4 アフターケアの範囲 次の事項について別紙傷病別アフターケア実施要綱に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 診察 (2) 保健指導 (3) 保健のための処置 (4) 理学療法

5 実施医療機関等

(1) アフターケアは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、労働者災害補償保険法施行規則（8(3)において「労災則」という。）第11条の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局（以下「実施医療機関等」という。）において行うものとする。

(2) アフターケアを受けようとする者は、その都度、実施医療機関等に後記6に定める「健康管理手帳」（様式第1号。ただし、炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケアについては、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第4号とする。以下「手帳」という。）を提出するものとし、アフターケアの実施に関する記録の記入を受けるものとする。

6 健康管理手帳

(1) 交付

ア 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）は、アフターケアの対象予定者を「健康管理手帳交付報告書」（様式第2号）により当該所轄署長の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に報告するものとする。

イ 所轄局長は、上記アの報告に基づき、対象者と認められる者に対して、手帳を交付するものとする。

(2) 有効期間

手帳の有効期間は、傷病別実施要綱に定めるところによる。

(3) 更新

ア 手帳の有効期間が満了した後も、継続してアフターケアを受けることを希望する者は、手帳の有効期間が満了する日の1か月前までに「健康管理手帳更新・再交付申請書」（様式第3号）により、所轄署長を経由して所轄局長あてに手帳の更新を申請するものとする。

ただし、傷病別実施要綱の「第2 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア」に掲げる傷病については、継続することはできないものとする。

イ 傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められている傷病については、上記アの申請書に「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第3号別紙）を添付するものとする。

ウ 所轄局長は、上記アの申請については、主治医の意見等に基づき、なお医学的にアフターケアを継続して行う必要があると認められる場合には、手帳の更新を行うものとする。

なお、傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められていない傷病については、手帳の更新の必要性を判断するに当たり、主治医の意見等を必要としないこと。

(5) 注射

(6) 検査

(7) 精神療法、カウンセリング等

(8) 保健のための薬剤の支給

5 実施医療機関等

アフターケアは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、労働者災害補償保険法施行規則第11条の規定により指定された病院又は診療所若しくは薬局（以下「実施医療機関等」という。）において行うものとする。

※後掲「7 手続」の(1)

アフターケアを受けようとする者は、その都度、アフターケアの実施医療機関等に手帳を提出し、アフターケアの実施に関する記録の記入を受けるものとする。

6 健康管理手帳

(1) 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）は、アフターケアの対象予定者を健康管理手帳交付報告書（様式第1号）により当該所轄署長の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に報告するものとする。

(2) 所轄局長は、上記(1)の報告に基づき、アフターケアの対象者と認められる者に対して健康管理手帳（様式第2号。以下「手帳」という。）を交付するものとする。

(3) 手帳の有効期間は交付の日から起算して、頭頸部外傷症候群等、白内障等の眼疾患及び振動障害については2年間、その他の傷病については3年間とする。

(4) 手帳の交付を受けた者は、当該手帳の有効期間が満了した場合には遅滞なく当該手帳を所轄局長に返納しなければならないものとする。

なお、手帳の有効期間が満了した後、継続してアフターケアを受けることを希望する者は、有効期間が満了する日の1か月前までに健康管理手帳更新・再交付申請書（様式第3号）により、所轄署長を経由して所轄局長あてに手帳の更新を申請するものとする。

この場合、既に交付されている手帳を添付するものとする。

(5) 所轄局長は、上記(4)の申請に基づき、なお医学的にアフターケアを継続して行う必要があると認められる場合には、手帳の更新を行うものとする。

ただし、別紙傷病別アフターケア実施要綱の「II 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア実施要綱」に掲げる傷病については、外傷性てんかん、脳型の減圧症等の脳の器質的損傷及びせき髄型の減圧症以外のものについては継続することはできないものとする。

(4) 再交付

ア 手帳を紛失若しくは汚損し又は手帳のアフターケア記録欄に余白がなくなったときは、「健康管理手帳更新・再交付申請書」(様式第3号)により、所轄署長を経由して所轄局長あてに手帳の再交付を申請するものとする。

イ 所轄局長は、上記アの申請に基づき、手帳を再交付するものとする。

なお、再交付された手帳の有効期間は、紛失若しくは汚損し又は余白がなくなった手帳の有効期間が満了する日までとする。

(5) 交付方法

ア 所轄局長は、手帳の交付、更新又は再交付をするときは、1週間以内に「健康管理手帳交付書及び受領書」(様式第4号)により、対象者に交付するものとする。

イ 手帳の交付を受けた者は、「健康管理手帳交付書及び受領書」(様式第4号)の受領書を所轄局長あてに提出するものとする。

ウ 更新又は再交付(紛失を除く。)の場合は、前回交付された手帳を上記イの受領書に添付して返納するものとする。

(6) 返納

手帳の交付を受けた者は、上記(5)の場合を除き、次に該当したとき、遅滞なく既に交付されている当該手帳を所轄局長に返納しなければならないものとする。

① 手帳の有効期間が満了したとき

② 傷病が再発し、療養(補償)給付を受けることとなったとき(同一の災害により被った傷病に関し、2以上の手帳の交付を受けている場合において、その一傷病について再発により療養(補償)給付の支給を受けることとなったときは、当該交付されているすべての手帳を返納すること。)

③ その他当該手帳が不要となったとき又は所轄局長から返還を求められたとき

7 アフターケア委託費の請求

(1) 実施医療機関等は、アフターケアに要した費用(以下「アフターケア委託費」という。)を請求するときは、後記8により算定した毎月分の費用の額を「アフターケア委託費請求書」(様式第5号)又は「アフターケア委託費請求書(薬局用)」(様式第6号)(以下「請求書」という。)に記載の上、当該実施医療機関等の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

(2) 上記(1)の請求をする際には、「アフターケア委託費請求内訳書」(様式第5号の2、様式第5号の3)又は「アフターケア委託費請求内訳書(薬局用)」(様式第6号の2)(以

更新された手帳の有効期間は、更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して上記(3)に定められた期間とする。

(6) 手帳の交付を受けた者は、手帳を亡失若しくはき損し又は手帳に余白がなくなったときは、健康管理手帳更新・再交付申請書(様式第3号)により、所轄署長を経由して所轄局長あてに手帳の再交付を申請するものとする。

この場合、手帳を亡失したときを除き、既に交付されている手帳を添付するものとする。

(7) 所轄局長は、上記(6)の申請に基づき、手帳を再交付するものとする。

再交付された手帳の有効期間は、亡失若しくはき損し又は余白がなくなった手帳の有効期間が満了する日までとする。

(8) 所轄局長は、手帳の交付、更新又は再交付をするときは、健康管理手帳交付書及び受領書(様式第4号)により、アフターケアの対象者に交付するものとする。

(9) 手帳の交付を受けた者は、健康管理手帳交付書及び受領書(様式第4号)の受領書を所轄局長あてに返送するものとする。

(10) 手帳の交付を受けた者は、当該手帳が不要となったとき又は所轄局長から返還を求められたときは遅滞なく当該手帳を所轄局長に返還しなければならないものとする。

7 手続

(1) ※前掲

(2) 実施医療機関等は、アフターケアに要した費用を請求しようとするときは、後記8により算定した毎月分の費用の額をアフターケア委託費請求書(様式第5号)又はアフターケア委託費請求書(薬局用)(様式第6号)に記載の上、当該実施医療機関等の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

(3) 上記(2)の請求をする際には、アフターケア委託費請求内訳書(様式第5号の2、様式第5号の3)又はアフターケア委

下「レセプト」という。)を1回の診察等又は1回の処方に係る調剤ごとに1枚作成し、請求書に添付するものとする。

8 費用の算定方法

アフターケアに要する費用の額の算定方法は、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基発第72号)に準拠することとするが、次の項目に留意すること。

なお、労災診療費算定基準及び診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)及び別表第3調剤報酬点数表(以下「調剤点数表」という。)が改定されたときは、改定後の額とすること。

(1) 診察

ア 労災診療費算定基準に定める「初診料」又は「再診料」の額若しくは健保点数表に定める「外来診療料」の点数に労災診療費算定基準に定める単価(以下「労災診療単価」という。)を乗じて得た額とする。

イ 治癒後、療養を行っていた医療機関において引き続きアフターケアを受ける場合、アフターケアにおける最初の診察については、労災診療費算定基準に定める「再診料」又は健保点数表に定める「外来診療料」を算定する。

ウ 労災診療費算定基準に定める「初診時ブラッシング料」及び「再診時療養指導管理料」並びに健保点数表に定める「外来管理加算」は、アフターケアにおいては認められないものである。

(2) 保健指導

ア 健保点数表に定める「特定疾患療養管理料」の点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

イ 月2回の算定を限度とする。

ウ 許可病床数が200床以上の病院においては、算定できないものである。

エ 同一医療機関において、2以上の診療科にわたりアフターケアを受けている場合には、主な対象傷病に係るアフターケアに対してのみ算定する。

(3) 保健のための処置

ア 処置(保健のための薬剤の支給を含む。)については、次に定めるところによるほか、健保点数表に定める点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

(7) 労災則第11条の規定により指定された薬局における薬剤の支給については、調剤点数表により算定した額とする。

(4) 傷病別実施要綱における「精神療法及びカウンセリング」については、健保点数表に定める「通院精神療法」又は「通院集団精神療法」の点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

託費請求内訳書(薬局用)(様式第6号の2)を1回の診察等又は1回の処方に係る調剤ごとに1枚作成し、アフターケア委託費請求書(様式第5号)又はアフターケア委託費請求書(薬局用)(様式第6号)に添付するものとする。

8 費用の算定方法

アフターケアに要する費用の額の算定方法は、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基発第72号)に準拠することとするが、次の項目に留意すること。

なお、労災診療費算定基準及び健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)及び別表第3調剤報酬点数表(以下「調剤点数表」という。)が改定されたときは、改定後の額とすること。

(1) 診察

労災診療費算定基準に定める初診料又は再診料の額若しくは健保点数表に定める外来診療料の点数に労災診療費算定基準に定める単価(以下「労災診療単価」という。)を乗じて得た額とする。

(2) 保健指導

健保点数表に定める特定疾患療養指導料の点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。ただし、月2回の算定を限度とする。

(3) 保健のための処置

① 処置については、健保点数表に定める点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

※後掲「(4) 保健のための薬剤の支給及び検査」

② 労働者災害補償保険法施行規則第11条の規定により指定された薬局における薬剤の支給に係る費用の額は、調剤点数表により算定した額とする。

なお、当該処置を実施した場合は、保健指導の費用は重ねて算定できない。

(ウ) 傷病別実施要綱における「重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬」の支給については、当該薬剤の費用と併せて健保点数表に定める「重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ薬剤再充填」の点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

イ 処置（保健のための薬剤の支給を除く。）に伴い、保健のために必要な材料（以下「処置材料」という。）を支給した場合には、医療機関の購入単価を10円で除して得た点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

ウ 処置材料は、担当医から直接処方され、授与されたものに限られるものである。よって、たとえ担当医の指示によるものであっても、薬局等から市販のガーゼ、カテーテルなどを対象者が自ら購入するものは、支給の対象とならないものである。

エ 自宅等で使用するためのカテーテルなどの支給に係る費用については、カテーテルなどの材料に係る費用のみを算定できるものであり、健保点数表に定める「在宅自己導尿指導管理料」は算定できないものである。

オ 医療機関は、処置材料を算定する場合には、レセプトの処置料の欄に記載するものとする。

なお、自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼの費用の算定に際しては、褥瘡の詳細、ガーゼの枚数及びサイズ等をレセプトの裏面に記載するものとする。

カ 傷病別実施要綱に定める薬剤の支給について、鎮痛薬に対する健胃消化薬（抗潰瘍薬を含む。）等医学的に併用することが必要と認められる薬剤を支給する場合には、その費用の算定ができるものである。

キ 抗てんかん薬、不整脈用剤（抗不整脈薬）及び健保点数表において特定薬剤治療管理料の対象として認められている向精神薬を継続投与する場合であって、当該薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合には、健保点数表に定める「特定薬剤治療管理料」の点数に労災診療単価を乗じて得た額により、その費用の算定ができるものである。

なお、同一の者について1月以内に当該薬剤の血中濃度の測定及び投与量の管理を2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回とし、第1回の測定及び投与量の管理を行ったときに算定する。

ク 医療機関は、傷病別実施要綱において「医学的に特に必要と認められる場合に限り実施」するものと定められた処置（保健のための薬剤の支給を含む。）を実施した場合には、レセプトの摘要欄に「特に必要と認められる」理由を具体的に記載するものとする。

(4) 検査

② 処置に伴い、保健のために必要な材料を支給した場合には、医療機関の購入単価を10円で除して得た点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

※後掲「(4) 保健のための薬剤の支給及び検査」

③ 抗てんかん剤の継続投与を行う場合であって、抗てんかん剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合及び抗不整脈剤として健保点数表に定める薬剤を投与した場合には、健保点数表に定める特定薬剤治療管理料の点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

(4) 保健のための薬剤の支給及び検査

ア 検査については、次に定めるところによるほか、健保点数表に定める点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

(7) 振動障害に係るアフターケアにおける「末梢循環機能検査」、「末梢神経機能検査（神経伝導速度検査を除く。）」及び「末梢運動機能検査」については、昭和56年9月2日付け補償課長事務連絡第40号「労災診療（振動障害）における検査料等の取扱いについて」に定める点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

(4) 虚血性心疾患等に係るアフターケアにおける「ペースメーカー等の定期チェック」については、健保点数表に定める「心臓ペースメーカー指導管理料」の点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

なお、当該定期チェックを実施した場合は、保健指導の費用を重ねて算定することはできないものである。

(4) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケアにおける「検査（健康診断）」については、次に掲げる点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

なお、尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査並びに赤血球沈降速度及び白血球数の検査については、費用の算定はできないものである。

① 全身状態の検査	335点
② 自覚症状の検査	
③ 精神及び神経症状の一般的検査	
上記以外の検査	健保点数表による所定の点数

イ 検査を行うに当たって使用される薬剤については、健保点数表に定める点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

ウ 医療機関は、傷病別実施要綱において「医学的に特に必要と認められる場合に限り実施」するものと定められた検査を実施した場合には、レセプトの摘要欄に「特に必要と認められる」理由を具体的に記載するものとする。

9 実施期日

本実施要領は、平成19年7月1日から実施するものとする（同日以降に実施されるアフターケアから適用する。）。ただし、傷病別実施要綱第1から第20までに定める「4 健康管理手帳の有効期間」については、平成19年10月1日から実施するものとし（同日以降に「健康管理手帳更新・再交付申請書」を受け付けたものから適用する。）、それまでの間における健康管理手帳の有効期間の取扱いについては、従前の平成元年3月20日付け基発第127号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」及び昭和43年3月16日付け基発第145号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケアの実施要綱について」の例によるものとする。

① 検査及び薬剤の支給については健保点数表及び昭和56年9月2日付け補償課長事務連絡第40号に定める点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

② ※前掲

③ ※前掲

9 実施期日

このアフターケアは、平成元年4月1日から実施するものとする。

ただし、「大腿骨頭部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケア」及び「人工関節・人工骨頭置換に係るアフターケア」については、平成3年10月15日から実施し、慢性化膿性骨髄炎については平成7年4月1日から実施し、虚血性心疾患等、尿路系腫瘍、脳血管疾患、有機溶剤中毒等、外傷による末梢神経損傷、熱傷並びにサリン中毒については、平成9年4月1日から実施し、精神障害については、平成12年4月1日から実施するものとする。

傷病別アフターケア実施要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 せき髄損傷に係るアフターケア</p> <p>1 趣旨 せき髄損傷者にあつては、症状固定後においても尿路障害、褥瘡等の予防その他の医学的措置等を必要とすることがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) アフターケアは、業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者であつて、労働者災害補償保険法による障害等級（以下「障害等級」という。）第3級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>症状固定した者に限る。</u>）のうち、<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p>(2) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者であつて、障害等級第4級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>3 措置範囲 アフターケアの<u>予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 診察 原則として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとする。</p> <p>(2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(3) 保健のための処置 診察の都度、必要に応じて<u>次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</u></p> <p>ア 褥瘡処置</p> <p>(ア) 褥瘡が生じている者に対し、その症状に応じて行うものとする。ただし、療養補償給付又は療養給付の対象となる褥瘡については、アフターケアの対象とならない。<u>したがって、症状が若干の通院又は投薬で回復する程度の褥瘡を対象とするものとする。</u></p> <p>(イ) 医師が必要と認めた場合には、自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏を支給できるものとする。</p> <p>イ 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。） 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（<u>洗浄剤及び潤滑剤を含む。</u>）及び滅菌ガーゼを支給できるものとする。</p> <p>ウ 薬剤の支給</p> <p>(1) 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。） 尿路感染者、尿路感染の<u>おそれのある者</u>及び褥瘡のある者を対象とする。</p>	<p>I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨 せき髄損傷者で、<u>その症状が固定したもの</u>にあつては、症状固定後においても尿路障害、褥瘡等の予防その他の医学的措置等を必要とすることがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者</p> <p>イ アフターケアは、業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者であつて、原則として、労働者災害補償保険法による障害等級（以下「障害等級」という。）第3級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>ロ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者であつて、障害等級第4級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>(3) アフターケアの範囲 アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ 診察 原則として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとする。</p> <p>ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>ハ 保健のための処置 診察の都度、必要に応じて<u>次の処置及び保健のために必要な材料の支給をそれぞれに掲げる範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(1) 褥瘡処置</p> <p>① 褥瘡が生じている者に対し、その症状に応じて行う。ただし、療養補償給付又は療養給付の対象となる褥瘡については、アフターケアの対象としない。</p> <p>② 医師が必要と認めた場合には、自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏を支給できるものとする。</p> <p>(2) 尿路処置 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液等及び滅菌ガーゼを支給できるものとする。</p> <p>ホ 保健のための薬剤の支給 診察の都度、必要に応じて<u>次の薬剤を支給することができるものとする。</u></p> <p>(1) 抗菌剤 尿路感染者、尿路感染の<u>恐れのある者</u>及び褥瘡のある者に対して支給する。</p>

- ② 褥瘡処置用・尿路処置用外用薬
- ③ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
- ④ 筋弛緩薬（鎮痙薬を含む。）

重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬を含むものとする。

- ⑤ 自律神経薬
- ⑥ 末梢神経障害治療薬
- ⑦ 向精神薬
- ⑧ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
- ⑨ 整腸薬、下剤及び浣腸薬

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

① 尿検査（尿培養検査を含む。）	診察の都度、必要に応じて実施
② CRP検査	1年に2回程度
③ 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度
④ 膀胱機能検査（残尿測定検査を含む。） 残尿測定検査は、超音波によるものを含む。	
⑤ 腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査	
⑥ 損傷せき椎及び麻痺域関節のエックス線、CT、MRI検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り、1年に1回程度

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とする。

- (ロ) 褥瘡処置用・尿路処置用外用剤

- (ハ) 筋弛緩剤

- (ニ) 自律神経剤

- (ホ) 精神安定剤

- (ハ) 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）

- (ト) 整腸剤、下剤及び浣腸剤

三 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものをそれぞれの項に掲げる範囲内で行うことができるものとする。

- (イ) 尿検査

診察の都度、必要に応じて行う。

- (ロ) 腎機能検査（腎盂造影を除く。）

年1回程度行う。

- (ハ) 血液一般・生化学検査

年1回程度行う。

- (ニ) 膀胱機能検査

年1回程度行う。

- (ホ) 腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査

年1回程度行う。

- (ハ) 損傷せき椎及び麻痺域関節のエックス線検査、CT及びMRI

医学的に特に必要と認められたものに限り、年1回程度行う。

改正後	改正前
<p><u>第2 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア</u></p> <p><u>1 趣旨</u> 頭頸部外傷症候群等の傷病者であって、<u>症状固定後においても神経に障害を残す者</u>にあつては、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p><u>2 対象者</u></p> <p>(1) アフターケアは、業務災害又は通勤災害により<u>次の①～③に掲げる傷病に</u>り患した者であつて、労働者災害補償保険法による障害等級（以下「障害等級」という。）第9級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受ける<u>と見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に對して行うものとする。</p> <p>なお、<u>頭肩腕障害とは、上肢等に過度の負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上肢、前腕、手及び指に発生した運動器の障害をいうものである。</u></p> <p>① 頭頸部外傷症候群 ② 頭肩腕障害 ③ 腰痛</p> <p>(2) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害により上記(1)に掲げる傷病にり患した者であつて、<u>障害等級第10級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者</u>についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p><u>3 措置範囲</u> アフターケアの<u>予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 診察 症状固定後2年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとする。</p> <p>(2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(3) 保健のための処置 診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。</p> <p>① 神経系機能賦活薬 ② 向精神薬 <u>頭頸部外傷症候群に限るものとする。</u></p> <p>③ 筋弛緩薬 ④ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p>	<p><u>Ⅱ 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア実施要綱</u></p> <p>(1) 趣旨 頭頸部外傷症候群等の傷病者で、その症状が固定した後に<u>おいて精神又は神経に障害を残すものについては、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</u></p> <p>(2) 対象者</p> <p>イ アフターケアは、業務災害又は通勤災害により次に掲げる傷病にり患した者であつて、<u>原則として、労働者災害補償保険法による障害等級（以下「障害等級」という。）第9級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が治癒した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に對して行うものとする。</p> <p>① 頭頸部外傷症候群 ② 頭肩腕症候群 ③ <u>一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。）</u> ④ 外傷による脳の器質的損傷 ⑤ 腰痛 ⑥ 減圧症</p> <p>ロ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害により上記イに掲げる傷病にり患した者であつて障害等級第10級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>(3) アフターケアの範囲 アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ 診察 原則として、治癒後2年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、<u>外傷性てんかん、脳型の減圧症等の脳の器質的損傷又はせき髄型の減圧症に基づく症状を残すもので、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p>ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>ハ 保健のための処置 <u>せき髄型の減圧症及び脳の器質的損傷による四肢麻痺等が出現し必要な場合には、「Ⅰ せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のハ保健のための処置に基づいて処置できるものとする。</u></p> <p>ホ 保健のための薬剤の支給 診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。</p> <p>(イ) 神経系機能賦活剤 (ロ) 精神安定剤</p> <p>(ハ) 筋弛緩剤 (ニ) 自律神経剤 (ホ) 鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）</p>

⑤ 循環改善薬（鎮痛薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含む。）
 血液の循環の改善を必要とするものに対して必要に応じて支給する。

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をその範囲内で行うことができるものとする。

エックス線検査	各傷病について必要と認められる部位について、1年に1回程度
---------	-------------------------------

4 健康管理手帳の有効期間

交付日から起算して2年間とする。
 なお、更新による再交付はできない。

(ハ) 抗パーキンソン剤

(ト) 抗てんかん剤

外傷性てんかんのある者及び外傷性てんかん発症の恐れのある者に対して支給する。

なお、抗てんかん剤の継続投与を行う場合であって医学的に必要な場合には、抗てんかん剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理するものとする。

(チ) 循環改善剤（内服）

血液の循環の改善を必要とするものに対して必要に応じて支給する。

以上のほか、せき髄型の減圧症の傷病者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者が必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のホ 保健のための薬剤の支給に基づいて投薬できるものとする。

三 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを年1回程度行うことができるものとする。

(イ) 血液一般・生化学検査

(ロ) 尿検査

(ハ) 視機能検査（眼底検査等も含む。）

眼に関する病訴は、対象傷病による調節障害もあるが、業務上の事由又は通勤による疾病以外の疾病等によるものも少なくないので、これとの鑑別上必要な場合に行うものとする。

(ニ) 前庭平衡機能検査

めまい感又は身体平衡障害の病訴のある者に対して必要な場合行うものとする。

(ホ) 頭頸部、四肢（上肢又は下肢）、腰部又は胸部のエックス線検査

各傷病について必要と認められる部位について行うものとする。

(ハ) 頭部コンピューター断層撮影

脳の器質的損傷を残している者に対してのみ行うものとする。

(ト) 脳波検査

(チ) 心理検査

カウンセリングを行う必要がある場合又は精神機能変化が推定される場合にのみ行うものとする。

以上のほか、せき髄型の減圧症の傷病者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者が必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のニ 検査に基づいて検査できるものとする。

改正後	改正前
<p><u>第3 尿路系障害に係るアフターケア</u></p> <p>1 趣旨 尿道断裂や骨盤骨折等により、尿道狭さくの障害を残す者及び尿路変向術を受けた者にあつては、症状固定後においても尿流が妨げられることにより腎機能障害や尿路感染症を発症するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者 アフターケアは、業務災害又は通勤災害により、尿道狭さくの障害を残す者又は尿路変向術を受けた者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>3 措置範囲 アフターケアの<u>予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 診察 原則として、症状固定後3年を限度として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p> <p>(2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(3) 保健のための処置 診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</p> <p>ア 尿道ブジー（誘導ブジーを含む。）</p> <p>(7) <u>シャリエ式尿道ブジー第20番が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要があるものの回数は、1～4か月に1回程度とする。</u></p> <p>(4) <u>シャリエ式尿道ブジー第16番程度又は第19番程度により拡張術を要するものの回数は、目標番数（通常は20番）に達するまでの3～6か月は週1回程度とし、目標番数に達した後は、1～4か月に1回（尿道の状態の確認のための尿道ブジー）とする。</u></p> <p>(ウ) <u>シャリエ式尿道ブジー第15番程度以下のブジーにより拡張術を要するものの回数は、上記(4)と同様とする。</u></p> <p>(I) <u>糸状ブジーが辛うじて通るものは、再発として取り扱われるものである。</u></p> <p>イ 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。） 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼを支給できるものとする。</p> <p>ウ 薬剤の支給 ①～⑤の薬剤については、尿道ブジー及び尿路処置の実施の都度、必要に応じて1週間分程度支給できるものとする。</p> <p>① 止血薬 ② 抗菌薬（抗生物質を含む。）</p>	<p><u>Ⅲ 尿路系障害に係るアフターケア実施要綱</u></p> <p>(1) 趣旨 尿道断裂や骨盤骨折等により、尿道狭さくの障害を残す者及び尿路変向術を受けた者にあつては、症状固定後においても、尿流が妨げられることにより腎機能障害や尿路感染症を発症するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者 アフターケアは、業務災害又は通勤災害により、尿道狭さくの障害を残す者又は尿路変向術を受けた者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(3) <u>アフターケアの範囲</u> アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ 診察 原則として、症状固定後3年を限度として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</p> <p>ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>ハ 保健のための処置 診察の都度、必要に応じて、<u>次の処置等を行うものとする。</u></p> <p>① 尿道ブジー（誘導ブジーを含む。）</p> <p>② 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。）</p> <p>③ 自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼの支給</p> <p>ホ 保健のための薬剤の支給 尿道ブジー及び尿路処置の実施の都度、必要に応じて、次の薬剤を1週間分程度支給するものとする。</p> <p>① 止血剤 ② 抗菌剤</p>

- ③ 自律神経薬
- ④ 鎮痛・消炎薬
- ⑤ 尿路処置用外用薬
- ⑥ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

① 尿検査（尿培養検査を含む。）	1～3か月に1回程度
② 末梢血液一般・生化学的検査 ③ CRP検査	1年に2回程度
④ エックス線検査 ⑤ 腹部超音波検査	1年に1回程度
⑥ CT検査	代用膀胱を造設した者に対し、1年に1回程度

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

- ③ 自律神経剤
- ④ 鎮痛・消炎剤
- ⑤ 尿路処置用外用剤

三 検査

診察の結果、必要に応じて、次の検査を右欄に掲げる範囲内で行うものとする。

① 尿検査（尿培養検査を含む。）	1～3か月に1回程度
② 血液一般・生化学検査	1年に2回程度
③ エックス線検査 ④ 腹部超音波検査	1年に1回程度
⑤ CT検査	代用膀胱を造設した者に対し、1年に1回程度実施

改正後

改正前

第4 慢性肝炎に係るアフターケア

IV 慢性肝炎に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

慢性肝炎に罹患した者で、症状固定後においてもウイルスの持続感染が認められる者^{にあっては}、肝炎の再燃又は肝病変の進行をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

慢性肝炎に罹患した者で、症状固定後においても、ウイルスの持続感染が認められる者^は、肝炎の再燃又は肝病変の進行をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害によりウイルス肝炎に罹患した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害によりウイルス肝炎に罹患した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、B型肝炎ウイルス感染者のうちHB_e抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者については1か月に1回程度、B型肝炎ウイルス感染者のうちHB_e抗原陰性者については6か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に必要のある者については、さらに継続して行うことができるものとする。

イ 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、B型肝炎ウイルス感染者のうちHB_e抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者については1か月に1回程度、B型肝炎ウイルス感染者のうちHB_e抗原陰性者については6か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に必要のある者については、さらに継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、必要に応じて、次の検査を右欄に掲げる範囲内で行うものとする。

① 末梢血液一般検査	6か月に1回程度
② 生化学的検査	(7) HB _e 抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者は、1か月に1回程度 (1) HB _e 抗原陰性者は、6か月に1回程度
③ 腹部超音波検査	6か月に1回程度
④ B型肝炎ウイルス感染マーカー ⑤ HCV抗体 ⑥ HCV-RNA同定（定性）検査 ⑦ AFP（α-フェトプロテイン） ⑧ PIVKA-II ⑨ プロトロンビン時間検査 ⑩ CT検査	医学的に特に必要と認められる場合に限る。

① 血液一般検査	6か月に1回程度
② 血液生化学検査	(1) HB _e 抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者 1か月に1回程度 (2) HB _e 抗原陰性者 6か月に1回程度
③ 腹部超音波検査	6か月に1回程度
④ B型肝炎ウイルス感染マーカー ⑤ HCV抗体 ⑥ HCV-RNA同定（定性）検査 ⑦ AFP（α-フェトプロテイン） ⑧ PIVKA-II ⑨ プロトロンビン時間検査 ⑩ CT検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り実施

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して
1年間とする。

改正後	改正前		
<p>第5 白内障等の眼疾患に係るアフターケア</p> <p>1 趣旨 白内障等の眼疾患に罹患した者にあつては、症状固定後においても視機能に動揺をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) アフターケアは、業務災害又は通勤災害による白内障、緑内障、網膜剥離、角膜疾患、<u>眼瞼内反等</u>の眼疾患の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受ける見込まれる者（<u>症状固定した者に限る。</u>）のうち、<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p>(2) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、<u>医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害による眼疾患の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付又は障害給付を受けていない者（<u>症状固定した者に限る。</u>）についてもアフターケアを行うことができるものとする。</u></p> <p>3 措置範囲 アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診察 原則として、<u>症状固定後2年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p>(2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(3) 保健のための処置 <u>診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</u></p> <p>ア 睫毛除去 <u>眼瞼内反による睫毛乱生のために必要な者に対して行うものとする。</u></p> <p>イ 薬剤の支給</p> <p>① 外用薬 ② 眼圧降下薬</p> <p>(4) 検査 診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1803 799 2085"> <tr> <td>① 矯正視力検査 ② 屈折検査 ③ 細隙燈顕微鏡検査 ④ 前房隅角検査 ⑤ 精密眼圧測定 ⑥ 精密眼底検査 ⑦ 量的視野検査</td> <td>診察の都度、必要に応じて実施</td> </tr> </table>	① 矯正視力検査 ② 屈折検査 ③ 細隙燈顕微鏡検査 ④ 前房隅角検査 ⑤ 精密眼圧測定 ⑥ 精密眼底検査 ⑦ 量的視野検査	診察の都度、必要に応じて実施	<p>V 白内障等の眼疾患に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨 白内障等の眼疾患に罹患した者で、<u>その症状が固定したものであることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</u></p> <p>(2) 対象者</p> <p>イ アフターケアは、業務災害又は通勤災害による白内障、緑内障、網膜剥離、角膜疾患等の眼疾患の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受ける見込まれる者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>ロ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害による眼疾患の傷病者であつて障害補償給付又は障害給付を受けていない者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>(3) アフターケアの範囲 アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ 診察 原則として、<u>治癒後2年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p>ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>三 保健のための薬剤の支給 <u>診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。</u></p> <p>(イ) 白内障用点眼剤 (ロ) 眼圧降下剤 (ハ) その他医師が必要と認める点眼剤</p> <p>ニ 検査 診察の結果、<u>医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを行うことができるものとする。</u></p> <p>(イ) 矯正視力検査 (ロ) 屈折検査 (ハ) 細隙燈顕微鏡検査 (ニ) 前房隅角検査 (ホ) 精密眼圧測定 (ヘ) 精密眼底検査 (ト) 量的視野検査</p>
① 矯正視力検査 ② 屈折検査 ③ 細隙燈顕微鏡検査 ④ 前房隅角検査 ⑤ 精密眼圧測定 ⑥ 精密眼底検査 ⑦ 量的視野検査	診察の都度、必要に応じて実施		

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して2年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して
1年間とする。

改正後	改正前						
<p>第6 振動障害に係るアフターケア</p> <p>1 趣旨 振動障害にり患した者にあつては、症状固定後においても季節の変化等に伴い、後遺症状に動揺をきたす場合が見られることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者 アフターケアは、業務災害による振動障害の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>症状固定した者に限る。</u>）のうち、<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p>3 措置範囲 アフターケアの<u>予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 診察 原則として、<u>症状固定後2年を限度として、1か月に2回ないし4回程度（寒冷期においては、医師の意見を踏まえその必要とする回数）必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p>(2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。特に身体局所に対する振動刺激を避けるよう努めさせるとともに、防寒・保温、適度の運動の実施、喫煙の禁止等日常生活上の配慮について指導するものとする。</p> <p>(3) 保健のための処置 <u>診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</u></p> <p>ア 理学療法 診察の結果、医師の意見を踏まえ、必要と認められる場合には理学療法を行うことができるものとする。</p> <p>イ 注射 診察の結果、医師が特に必要と認めた場合には、一時的な消炎・鎮痛のための注射を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 薬剤の支給</p> <p>① ニコチン酸薬 ② 循環ホルモン薬 ③ ビタミンB₁、B₂、B₆、B₁₂、E剤 ④ Ca拮抗薬 ⑤ 交感神経α-受容体抑制薬 ⑥ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p> <p>(4) 検査 診察の結果、<u>必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="210 1971 810 2087"> <tr> <td>① 末梢血液一般・生化学的検査</td> <td>1年に1回程度</td> </tr> <tr> <td>② 尿検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 末梢循環機能検査</td> <td></td> </tr> </table>	① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度	② 尿検査		③ 末梢循環機能検査		<p>VI 振動障害に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨 振動障害にり患した者で、<u>その症状が固定したものに</u>あつては、症状固定後においても季節の変化等に伴い、後遺症状に動揺をきたす場合が見られることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者 アフターケアは、業務災害による振動障害の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(3) アフターケアの範囲 アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ 診察 原則として、<u>症状固定後2年を限度として1か月に2回ないし4回程度（寒冷期においては、医師の意見を踏まえその必要とする回数）必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要があるものについては、その必要な期間継続して行うものとする。</u></p> <p>ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。特に身体局所に対する振動刺激を避けるよう努めさせるとともに、防寒・保温、適度の運動の実施、喫煙の禁止等日常生活上の配慮について指導するものとする。</p> <p>ハ 理学療法 診察の結果、医師の意見を踏まえ、必要と認められる場合には理学療法を行うことができるものとする。</p> <p>ニ 注射 診察の結果、医師が特に必要と認めた場合には、一時的な消炎・鎮痛のための注射を行うことができるものとする。</p> <p>ヘ 保健のための薬剤の支給 <u>診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給できるものとする。</u></p> <p>(イ) ニコチン酸剤 (ロ) 循環ホルモン剤 (ハ) ビタミンB₁、B₂、B₆、B₁₂、E剤 (ニ) Ca拮抗剤 (ホ) 交感神経α-受容体抑制剤 (ヘ) 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）</p> <p>ホ 検査 診察の結果、<u>医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを年1回程度行うことができるものとする。</u>ただし、(ハ)については、放射線による身体的影響を考慮して必要と認められる者に限り2年に1回程度行うことができるものとする。</p> <p>(イ) 血液一般・生化学検査 (ロ) 尿検査 (ハ) 末梢循環機能検査</p>
① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度						
② 尿検査							
③ 末梢循環機能検査							

- (i) 常温下皮膚温・爪圧迫検査
- (ii) 冷水負荷皮膚温・爪圧迫検査
- ④ 末梢神経機能検査
 - (i) 常温下痛覚・振動覚検査
 - (ii) 冷水負荷痛覚・振動覚検査
 - (iii) 神経伝導速度検査（ただし、遅発性尺骨神経麻痺の場合にのみ行う。）
- ⑤ 末梢運動機能検査
握力の検査

⑥ 手関節及び肘関節のエックス線検査

放射線による身体的影響を考慮して必要と認められる者に限り、2年に1回程度

- ① 常温下皮膚温・爪圧迫検査
- ② 冷水負荷皮膚温・爪圧迫検査

(二) 末梢神経機能検査

- ① 常温下痛覚・振動覚検査
- ② 冷水負荷痛覚・振動覚検査
- ③ 神経伝導速度検査（ただし、遅発性尺骨神経麻痺の場合にのみ行う。）

(ホ) 末梢運動機能検査
握力の検査

(ハ) 手関節及び肘関節のエックス線検査

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して2年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後

改正前

第7 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケア

Ⅶ 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者にあつては、症状固定後においても大腿骨骨頭壊死の発症をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者にあつては、症状が固定した後においても大腿骨骨頭壊死の発症をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

(1) アフターケアは、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

イ アフターケアは、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であつて、原則として、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められるものに対して行うものとする。

(2) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付又は障害給付を受けていない者（症状固定した者に限る。）についてもアフターケアを行うことができるものとする。

ロ 医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付又は障害給付を受けていない者（傷病が症状固定した者に限る。）についてもアフターケアを行うことができるものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、3～6か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

イ 診察

原則として、症状固定後3年を限度として3～6か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）を支給することができるものとする。

ニ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）を支給することができるものとする。

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、医師が必要と認められた者については、次の検査のうち必要なものを3～6か月に1回程度行うことができるものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	3～6か月に1回程度
② エックス線検査	
③ シンチグラム、CT、MRI等検査	医学的に特に必要と認められる場合に限る。

(イ) 血液一般・生化学検査

(ロ) エックス線検査

(ハ) シンチグラム検査、コンピューター断層撮影等

医学的に特に必要と認められた者に限り、行うものとする。

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後

第8 人工関節・人工骨頭置換に係るアフターケア

1 趣旨

人工関節及び人工骨頭を置換した者にあつては、症状固定後においても人工関節及び人工骨頭の耐久性やルースニング（機械的又は感染）により症状発現するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害により、人工関節及び人工骨頭を置換した者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められるものに対して行うものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、3～6か月に1回程度必要に応じて行うものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）を支給することができるものとする。

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	3～6か月に1回程度
② エックス線検査	
③ CRP検査	1年に2回程度
④ シンチグラム検査	医学的に特に必要と認められる場合に限る。

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とする。

改正前

Ⅷ 人工関節・人工骨頭置換に係るアフターケア実施要綱

(1) 趣旨

人工関節及び人工骨頭を置換した者で、症状固定した者の中には、その後における使用に伴い、挿入人工関節及び人工骨頭の耐久性やルースニング（機械的又は感染）により症状発現するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害により、人工関節及び人工骨頭を置換した者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められるものに対して行うものとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

イ 診察

原則として、3～6か月に1回程度必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

三 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）を支給することができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを3～6か月に1回程度行うことができるものとする。

(イ) 血液一般・生化学検査

(ロ) エックス線検査

(ハ) シンチグラム検査

医学的に特に必要と認められた者に限り、行うものとする。

改正後

改正前

第9 慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケア

Ⅹ 慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者に対しては、症状固定後においても骨髄炎が再燃するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者に対して、その症状が固定した後も骨髄炎再燃のおそれがあることにかんがみ、予防その他の医学的措置を行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害による骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害による骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が治癒した者に限る。）のうち医学的にアフターケアの実施が必要であると認められるものに対して行うものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

イ 診察

原則として、症状固定後3年を限度として1～3か月に1回程度必要に応じて行うことができるが、医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができる。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行う。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

ニ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給することができる。

① 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。）

② 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）

(イ) 抗菌剤（外用剤を含む。）

(ロ) 鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを行うことができるものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	1～3か月に1回程度
② 細菌検査	診察の都度、必要に応じて実施
③ CRP検査	1年に2回程度
④ エックス線検査	3～6か月に1回程度
⑤ シンチグラム、CT、MRI等検査	医学的に特に必要と認められる場合に限る。

(イ) 血液一般・生化学検査

1～3か月に1回程度

(ロ) エックス線検査

3～6か月に1回程度

(ハ) シンチグラム検査、CT、MRI等

特に必要と認められる者に限る。

(ニ) 細菌検査

必要に応じて行う。

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後	改正前
<p>第10 虚血性心疾患等に係るアフターケア</p> <p>1 趣旨 虚血性心疾患に罹患した者及びペースメーカー又は除細動器（以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだ者については、症状固定後においても、狭心症、不整脈あるいは心機能障害が残存することが多く、また、植え込んだペースメーカー等については、身体条件の変化や機器の不具合等により不適正な機器の作動が生じるおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) 虚血性心疾患に罹患した者 ア アフターケアは、業務災害により虚血性心疾患に罹患した者であって、労働者災害補償保険法による障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。 イ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、障害等級第10級以下の障害補償給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>(2) ペースメーカー等を植え込んだ者 アフターケアは、業務災害又は通勤災害によりペースメーカー等を植え込んだ者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>3 措置範囲 アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診察 ア 虚血性心疾患に罹患した者 原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。 イ ペースメーカー等を植え込んだ者 原則として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとする。</p> <p>(2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(3) 保健のための処置 <u>診察の都度、必要に応じて次に掲げる範囲内で行うことができるものとする。</u> ア ペースメーカー等の定期チェック ペースメーカー等のパルス幅、スパイク間隔、マグネットレート、刺激閾値、感度等の機能指標の計測とともに、アフターケア上必要な指導を行うため、6か月～1年に1回程度実施するものとする。 イ 薬剤の支給</p> <p>① 抗狭心症薬 ② 抗不整脈薬 ③ 心機能改善薬</p>	<p>X 虚血性心疾患等に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨 虚血性心疾患に罹患した者及びペースメーカー又は除細動器（以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだ者については、症状固定後においても、狭心症、不整脈あるいは心機能障害が残存することが多く、また、植え込んだペースメーカー等については、身体条件の変化や機器の不具合等により不適正な機器の作動が生じるおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者</p> <p>イ 虚血性心疾患に罹患した者 (1) アフターケアは、業務災害により虚血性心疾患に罹患した者で、労働者災害補償保険法による障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。 (2) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは障害等級第10級以下の障害補償給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>ロ ペースメーカー等を植え込んだ者 アフターケアは、業務災害又は通勤災害によりペースメーカー等を植え込んだ者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(3) アフターケアの範囲 アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ 診察 (1) 虚血性心疾患に罹患した者 原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。 (2) ペースメーカー等を植え込んだ者 原則として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとする。</p> <p>ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>ハ ペースメーカー等の定期チェック ペースメーカー等のパルス幅、スパイク間隔、マグネットレート、刺激閾値、感度等の機能指標の計測とともに、アフターケア上必要な指導を行うため、6か月～1年に1回程度実施するものとする。</p> <p>ホ 保健のための薬剤の支給 <u>診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給するものとする。</u></p> <p>① 抗狭心症剤 ② 抗不整脈剤 ③ 心機能改善剤</p>

④ 循環改善薬（利尿薬を含む。）

⑤ 向精神薬

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で
行うことができるものとする。

ア 虚血性心疾患に罹患した者

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査 ③ 心電図検査（安静時及び負荷検査） ④ 胸部エックス線検査	1か月に1回程度
⑤ ホルター心電図検査 ⑥ 心臓超音波検査 ⑦ 心臓核医学検査	医学的に特に必要と認められる場合に限る。

イ ペースメーカー等を植え込んだ者

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査 ③ 心電図検査（安静時及び負荷検査）	1～6か月に1回程度
④ 胸部エックス線検査	6か月に1回程度
⑤ ホルター心電図検査	1年に1回程度
⑥ 心臓超音波検査 ⑦ 心臓核医学検査	医学的に特に必要と認められる場合に限る。

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

ア 虚血性心疾患に罹患した者

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

イ ペースメーカー等を植え込んだ者

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とする。

④ 循環改善剤（利尿薬を含む。）

⑤ 向精神薬

三 検査

診察の結果、必要に応じて、次の検査を右欄に掲げる範囲
内で行うものとする。

(1) 虚血性心疾患に罹患した者

① 血液一般・生化学検査 ② 尿検査 ③ 心電図検査（安静時及び負荷検査） ④ 胸部エックス線検査	1か月に1回程度
⑤ ホルター心電図検査 ⑥ 心臓超音波検査 ⑦ 心臓核医学検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り実施

(2) ペースメーカー等を植え込んだ者

① 血液一般・生化学検査 ② 尿検査 ③ 心電図検査（安静時及び負荷検査）	1～6か月に1回程度
④ 胸部エックス線検査	6か月に1回程度
⑤ ホルター心電図検査	1年に1回程度
⑥ 心臓超音波検査 ⑦ 心臓核医学検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り実施

改正後

改正前

第11 尿路系腫瘍に係るアフターケア

X I 尿路系腫瘍に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

尿路系腫瘍に罹患した者にあつては、症状固定後においても再発する可能性が非常に高いため定期的な検査が必要となることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

尿路系腫瘍は、その症状が固定した後も再発の可能性が非常に高い疾病であるので、定期的な検査が必要となることから、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務に起因する尿路系腫瘍に罹患し、労働者災害補償保険法による療養補償給付を受けている者であつて、この尿路系腫瘍が症状固定したと認められる者のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務に起因する尿路系腫瘍に罹患し、労働者災害補償保険法による療養補償給付を受けている者で、この尿路系腫瘍の症状が固定したと認められる者に対して行うものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

イ 診察

原則として治癒後3年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要があると認められる者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

三 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

① 再発予防のための抗がん薬

医学的に特に必要と認められる場合に限る（投与期間は症状固定後1年以内とする。）。

(イ) 再発予防のための抗がん剤

医学的に特に必要と認められた場合に限る（投与期間は治癒後1年以内とする。）。

② 抗菌薬（抗生物質を含む。）

(ロ) 抗菌剤

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の(イ)、(ロ)の検査は1か月に1回程度行うことができるものとし、(ハ)から(ケ)までの検査を3か月から6か月に1回程度を行うことができるものとする。

① 尿検査（尿培養検査を含む。）	1か月に1回程度
② 尿細胞診検査	
③ 内視鏡検査	3～6か月に1回程度
④ 超音波検査	
⑤ 腎盂造影検査	
⑥ CT検査	

- (イ) 尿検査
(ロ) 尿細胞診

- (ハ) 内視鏡検査
(ニ) 超音波検査
(ホ) 腎盂造影検査
(ヘ) CT

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後	改正前	
<p>第12 脳の器質性障害に係るアフターケア</p> <p>1 趣旨 脳に器質的損傷が出現した者であって、症状固定後においても精神又は神経に障害を残す者にあつては、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) アフターケアは、業務災害又は通勤災害により次の①～⑤に掲げる傷病に由来する脳の器質性障害が残存した者であつて、労働者災害補償保険法による障害等級（以下「障害等級」という。）第9級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>症状固定した者に限る。</u>）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>① 外傷による脳の器質的損傷 ② 一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除く。） ③ 減圧症 ④ 脳血管疾患 ⑤ 有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）</p> <p>(2) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害により上記(1)に掲げる傷病に由来する脳の器質性障害が残存した者であつて、障害等級第10級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p>	<p>II 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨 頭頸部外傷症候群等の傷病者で、その症状が固定した後において精神又は神経に障害を残すものについては、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者</p> <p>イ アフターケアは、業務災害又は通勤災害により次に掲げる傷病に罹患した者であつて、原則として、労働者災害補償保険法による障害等級（以下「障害等級」という。）第9級以上の障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>① 頭頸部外傷症候群 ② 頭肩腕症候群 ③ 一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。） ④ 外傷による脳の器質的損傷 ⑤ 腰痛 ⑥ 減圧症</p> <p>ロ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害又は通勤災害により上記イに掲げる傷病に罹患した者であつて障害等級第10級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p>	<p>XII 脳血管疾患に係るアフターケア実施要綱</p> <p>XIII 有機溶剤中毒等に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨（脳血管疾患） 脳血管疾患は脳動脈硬化症、高血圧症等を基礎疾患として発病し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷が出現した場合には症状固定後もこの器質的損傷による後遺症状が残存するため、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(1) 趣旨（有機溶剤中毒等） 有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）により脳に障害を起こし、脳に器質的損傷が出現した場合には症状固定後も後遺症状が残存するため、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者（脳血管疾患）</p> <p>イ アフターケアは、業務に起因する脳血管疾患に罹患し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷により後遺症状が残存した者で、労働者災害補償保険法による障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(有機溶剤中毒等)</p> <p>イ アフターケアは、業務災害又は通勤災害による有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）により脳に器質的損傷が出現した者で、労働者災害補償保険法による障害等級第9級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（<u>傷病が治癒した者に限る。</u>）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(脳血管疾患)</p> <p>ロ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認めるときは、業務災害により脳血管疾患に罹患した者であつて、障害等級第10級以下の障害補償給付を受けている者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</p> <p>(有機溶剤中毒等)</p> <p>ロ 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に特に必要があると認められるときは、業務災害又は通勤災害による有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）に罹患した者であつて、障害等級第10級以下の障害補償給付又は障害給付を受けている者についてもアフターケアを受けることができるものとする。</p>

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

ア 外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除く。）及び減圧症

原則として、症状固定後2年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

イ 脳血管疾患及び有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除く。）を含む。）

原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ア 精神療法及びカウンセリング

アフターケアとして実施する精神療法及びカウンセリングは、治療ではなく、後遺症状の増悪を防止するための保健上の措置であることから、その処置内容については、生活指導に重点を置いたものとする。

イ 四肢麻痺等が出現した者については、褥瘡処置及び尿路処置が必要となることから、次の処置及び処置に伴う必要な材料の支給を行うことができるものとする。

① 褥瘡処置

褥瘡が生じている者に対し、その症状に応じて行うものとする。ただし、療養補償給付又は療養給付の対象となる褥瘡については、アフターケアの対象とならない。したがって、症状が若干の通院又は投薬で回復する程度の褥瘡を対象とするものとする。

また、医師が必要と認めた場合には、自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏を支給できるものとする。

② 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。）

医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼを支給できるものとする。

ウ 薬剤の支給

- ① 神経系機能賦活薬
- ② 向精神薬
- ③ 筋弛緩薬
- ④ 自律神経薬

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

イ 診察

原則として、治癒後2年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、外傷性てんかん、脳型の減圧症等の脳の器質的損傷又はせき髄型の減圧症に基づく症状を残すもので、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ハ 保健のための処置

せき髄型の減圧症及び脳の器質的損傷による四肢麻痺等が出現し必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のハ保健のための処置に基づいて処置できるものとする。

ホ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

- (イ) 神経系機能賦活剤
- (ロ) 精神安定剤
- (ハ) 筋弛緩剤
- (ニ) 自律神経剤

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

イ 診察

原則として、治癒後3年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ハ 保健のための処置

脳の器質的損傷による四肢麻痺等に対する処置が必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のハ保健のための処置に基づいて処置できるものとする。

ホ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

- (イ) 神経系機能賦活剤
- (ロ) 向精神薬（内服）
- (ハ) 筋弛緩剤
- (ニ) 自律神経剤

- ⑤ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
- ⑥ 抗パーキンソン薬
- ⑦ 抗てんかん薬
外傷性てんかんのある者及び外傷性てんかん発症のおそれのある者に対して支給する。
- ⑧ 循環改善薬（鎮痙薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含む。）
血液の循環の改善を必要とするものに対して必要に応じて支給する。

上記のほか、四肢麻痺等が出現した者については、褥瘡処置及び尿路処置が必要となることから、次の薬剤を支給することができるものとする。

- ① 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。）
尿路感染者、尿路感染のおそれのある者及び褥瘡のある者を対象とする。
- ② 褥瘡処置用・尿路処置用外用薬
- ③ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
- ④ 筋弛緩薬（鎮痙薬を含む。）
重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬を含む。
- ⑤ 末梢神経障害治療薬
- ⑥ 整腸薬、下剤及び浣腸薬

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度
② 尿検査	
③ 脳波検査	
④ 心理検査	
⑤ 視機能検査（眼底検査等も含む。）	1年に1回程度（眼に関する病訴は、対象傷病による調節障害もあるが、業務上の事由又は通勤による疾病以外の疾病等によるものも少なくないため、これとの鑑別上必要な場合に実施する。）
⑥ 前庭平衡機能検査	1年に1回程度（めまい感又は身体平衡障害の病訴のある者に対して必要な場合に実施する。）
⑦ 頭部のエックス線検査	1年に1回程度

- (ホ) 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）
- (ハ) 抗パーキンソン剤
- (ト) 抗てんかん剤
外傷性てんかんのある者及び外傷性てんかん発症の恐れのある者に対して支給する。
なお、抗てんかん剤の継続投与を行う場合であって医学的に必要な場合には、抗てんかん剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理するものとする。
- (フ) 循環改善剤（内服）
血液の循環の改善を必要とするものに対して必要に応じて支給する。

以上のほか、せき髄性の減圧症の傷病者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者で必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のホ 薬剤の支給に基づいて投薬できるものとする。

二 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを年1回程度行うことができるものとする。

- (イ) 血液一般・生化学検査
- (ロ) 尿検査
- (ハ) 視機能検査（眼底検査等も含む。）
眼に関する病訴は、対象傷病による調節障害もあるが、業務上の事由又は通勤による疾病以外の疾病等によるものも少なくないので、これとの鑑別上必要な場合に行うものとする。
- (ニ) 前庭平衡機能検査
めまい感又は身体平衡障害の病訴のある者に対して必要な場合行うものとする。
- (ホ) 頭頸部、四肢（上肢又は下肢）、腰部又は胸部のエックス線検査
各傷病について必要と認められる部位について行うものとする。
- (ハ) 頭部コンピューター断層撮影
脳の器質的損傷を残している者に対してのみ行うものとする。
- (ト) 脳波検査
- (フ) 心理検査
カウンセリングを行う必要がある場合又は精神機能変化が推定される場合にのみ行うものとする。

- (ホ) 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）
- (ハ) 抗パーキンソン剤
- (ト) 抗てんかん剤

- (フ) 脳循環改善剤（内服）
血液の循環の改善を必要とするものに対して必要に応じて支給する。

以上のほか、脳の器質的損傷による四肢麻痺等のために必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)のホ 保健のための薬剤の支給に基づいて投薬できるものとする。

二 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査を1年に1回程度行うことができるものとする。

- (イ) 血液一般・生化学検査
- (ロ) 尿検査
- (ハ) 視機能検査（眼底検査も含む。）
眼に関する病訴は、対象傷病による調節障害もあるが、既往症としての近視、老眼等との鑑別上必要な場合に行うものとする。
- (ニ) 前庭平衡機能検査
めまい感又は身体平衡障害の病訴のある者に対して必要な場合に行うものとする。
- (ホ) 頭部のエックス線写真検査
- (ハ) CT、MRI
医学的に特に必要と認められる者に対してのみ行うものとする。
- (ト) 脳波検査
- (フ) 心理検査

⑧ 頭部のCT、MRI等検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り、1年に1回程度
----------------	-----------------------------

上記のほか、四肢麻痺等が出現した者については、褥瘡処置及び尿路処置が必要となることから、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

① 尿検査（尿培養検査を含む。）	診察の都度、必要に応じて実施
② CRP検査	1年に2回程度
③ 膀胱機能検査（残尿測定検査を含む。） 残尿測定検査は、超音波によるものを含む。	1年に1回程度
④ 腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査	
⑤ 麻痺域関節のエックス線、CT、MRI等検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り、1年に1回程度

以上のほか、せき髄型の減圧症の傷病者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者が必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)の二検査に基づいて検査できるものとする。

以上のほか、脳の器質的損傷による四肢麻痺等のために必要な場合には、「I せき髄損傷に係るアフターケア実施要綱」(3)の二検査に基づいて検査できるものとする。

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

ア 外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除く。）及び減圧症
交付日から起算して2年間とする。

イ 脳血管疾患及び有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除く。）を除く。）
交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後

改正前

第13 外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア

XIV 外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

外傷により末梢神経を損傷した者にあつては、症状固定後においても末梢神経の損傷に起因するRSD（反射性交感神経ジストロフィー）及びカウザルギーによる激しい疼痛等の緩和を必要とすることがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

外傷により末梢神経を損傷した者でその症状が固定した後も、末梢神経の損傷に起因するRSD（カウザルギーを含む。）を生ずる場合があり、この痛み等を緩和する必要があることからアフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者であつて、労働者災害補償保険法による障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者で、労働者災害補償保険法による障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（傷病が治癒した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められた者に対して行うものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1～2回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

イ 診察

原則として、治癒後3年を限度として1か月に1～2回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次に掲げる範囲内で行うことができるものとする。

ア 注射

診察の結果、特に疼痛が激しく神経ブロックもやむを得ないと医師が判断した場合に限り、1か月に2回を限度として神経ブロックを行うことができるものとする。

ハ 注射

診察の結果、特に疼痛が激しく神経ブロックもやむを得ないと医師が判断した場合に限り、1か月に2回を限度として神経ブロックを行うことができるものとする。

イ 薬剤の支給

- ① 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
- ② 末梢神経障害治療薬

ホ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）を支給することができる。

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ニ 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の(イ)、(ロ)の検査を1か月に1回程度行うことができるものとし、(ハ)、(ニ)の検査は特に必要と認められる場合に年2回を限度として行うことができるものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	1か月に1回程度
② 尿検査	
③ エックス線検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り、1年に2回程度
④ 骨シンチグラフィ検査	

(イ) 血液一般・生化学検査

(ロ) 尿検査

(ハ) エックス線検査

(ニ) 骨シンチグラフィ

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して
1年間とする。

改正後	改正前				
<p><u>第14 熱傷に係るアフターケア</u></p> <p><u>1 趣旨</u> 熱傷の傷病者にあつては、<u>症状固定後においても傷痕による皮膚のそう痒、湿疹、皮膚炎等の後遺症状を残すことがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</u></p> <p><u>2 対象者</u> (1) アフターケアは、業務災害又は通勤災害による熱傷の傷病者であつて、労働者災害補償保険法による障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受ける見込まれる者（<u>症状固定した者に限る。</u>）のうち、<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。 (2) <u>事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、医学的に早期にアフターケアが必要であると認められる後遺障害の程度が「男性の外ばうに醜状を残すもの」（障害等級第14級）に該当する者についてもアフターケアを行うことができるものとする。</u></p> <p><u>3 措置範囲</u> アフターケアの<u>予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>診察</u> 原則として、<u>症状固定後3年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>保健指導</u> 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(3) <u>保健のための処置</u> 診察の都度、必要に応じて<u>外用薬等（抗菌薬を含む。）を支給することができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>検査</u> 診察の結果、必要に応じて<u>次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="209 1429 799 1559"> <tr> <td data-bbox="209 1429 496 1509">① 末梢血液一般・生化学的検査</td> <td data-bbox="496 1429 799 1509">1年に1回程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1509 496 1559">② 尿検査</td> <td data-bbox="496 1509 799 1559"></td> </tr> </table> <p><u>4 健康管理手帳の有効期間</u> (1) <u>新規の交付</u> 交付日から起算して<u>3年間とする。</u> (2) <u>更新による再交付</u> 更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して<u>1年間とする。</u></p>	① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度	② 尿検査		<p><u>XV 熱傷に係るアフターケア実施要綱</u></p> <p>(1) <u>趣旨</u> 熱傷の傷病者に対して、その症状が固定した後も、傷痕による皮膚のそう痒等の後遺症を残す<u>ことがあるのでアフターケアを行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>対象者</u> アフターケアは、業務災害又は通勤災害による熱傷の傷病者で、労働者災害補償保険法による障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受ける見込まれる者（<u>傷病が治ゆした者に限る。</u>）のうち、<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p>(3) <u>アフターケアの範囲</u> アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>診察</u> 原則として、<u>治ゆ後3年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p>ロ <u>保健指導</u> 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p>ニ <u>保健のための薬剤の支給</u> 診察の都度、必要に応じて<u>外皮用剤等（抗菌剤を含む。）を支給することができる。</u></p> <p>ハ <u>検査</u> 診察の結果、<u>医師が必要と認めた者に限り、次の検査を1年に1回程度行うことができるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>血液一般・生化学検査</u> (ロ) <u>尿検査</u></p>
① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度				
② 尿検査					

改正後	改正前
<p>第15 サリン中毒に係るアフターケア</p> <p>1 趣旨 特に異常な状況下において、強力な殺傷作用を有するサリンに中毒した者<u>にあつては、症状固定後においても</u>縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス障害等の後遺症状について増悪の予防その他の医学的措置を必要とすることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p>2 対象者 アフターケアは、業務災害又は通勤災害によりサリンに中毒した者を対象とし、労働者災害補償保険法による療養補償給付又は療養給付を受けていた者であつて、サリン中毒が治つた者のうち、次の①～④に掲げる後遺症状によって、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。 ① 縮瞳、視覚障害等の眼に関連する障害 ② 筋萎縮、筋力低下、感覚障害等の末梢神経障害及び筋障害 ③ 記憶力の低下、脳波の異常等の中枢神経障害 ④ 心的外傷後ストレス障害</p> <p>3 措置範囲 アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。 (1) 診察 原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うことができるが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。 (2) 保健指導 診察の都度、必要に応じて行うものとする。 (3) 保健のための処置 診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。 ア 精神療法及びカウンセリングの実施 (7) 後遺症状として心的外傷後ストレス障害があると認められる者について、専門の医師による精神療法及びカウンセリングを行うことができるものとする。 (4) アフターケアとして実施する精神療法及びカウンセリングは、治療ではなく、後遺症状の増悪を防止するための保健上の措置であることから、その処置内容については、生活指導に重点を置いたものとする。 イ 薬剤の支給 ① 点眼薬 ② 神経系機能賦活薬 ③ 向精神薬 ④ 自律神経薬 ⑤ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） (4) 検査 診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内</p>	<p>XVI サリン中毒に係るアフターケア実施要綱</p> <p>(1) 趣旨 特に異常な状況下において、強力な殺傷作用を有するサリンに中毒した者<u>においては、その症状が固定した後においても</u>、縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス障害等の後遺症状について、増悪の予防その他の医学的措置を必要とする<u>ので</u>、アフターケアを行うものとする。</p> <p>(2) 対象者 アフターケアは、業務災害又は通勤災害によりサリンに中毒した者を対象とし、労働者災害補償保険法による療養補償給付又は療養給付を受けていた者であつて、サリン中毒が治つた者のうち、次のイ～ニに掲げる後遺症状によって、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。 イ 縮瞳、視覚障害等の眼に関連する障害 ロ 筋萎縮、筋力低下、感覚障害等の末梢神経障害及び筋障害 ハ 記憶力の低下、脳波の異常等の中枢神経障害 ニ 心的外傷後ストレス障害</p> <p>(3) アフターケアの範囲 アフターケアの範囲は、次のとおりとする。 イ 診察 原則として、症状固定後3年を限度として1か月に1回程度必要に応じて行うことができるが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。 ロ 保健指導 診察の都度、必要に応じて行う。 ニ カウンセリング等の実施 後遺症状として心的外傷後ストレス障害があると認められる者については、診察の都度、必要に応じて専門の医師によるカウンセリング等を行うことができる。 ホ 保健のための薬剤の支給 診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給することができる。 (イ) 点眼剤 (ロ) 神経系機能賦活剤 (ハ) 向精神薬 (ニ) 自律神経剤 (ホ) 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。） ハ 検査 診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検</p>

で行うことができるものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査 ③ 視機能検査（眼底検査も含む。） ④ 末梢神経機能検査（神経伝達速度検査） ⑤ 心電図検査 ⑥ 筋電図検査 ⑦ 脳波検査 ⑧ 心理検査	1年に2回程度
---	---------

査のうち必要なものを1年に2回程度行うことができるものとする。

- (イ) 血液一般・生化学検査
- (ロ) 尿検査
- (ハ) 視機能検査（眼底検査も含む。）
- (ニ) 末梢神経機能検査（神経伝達速度検査）

- (ホ) 心電図検査
- (ヘ) 筋電図検査
- (ト) 脳波検査
- (フ) 心理検査

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後

改正前

第16 精神障害に係るアフターケア

XVII 精神障害に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病した者にあっては、症状固定後においてもその後遺症状について増悪の予防その他の医学的措置を必要とすることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病した者について、その症状が固定した後においても、その後遺症状について、増悪の予防その他の医学的措置を必要とするので、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病した者を対象とし、労働者災害補償保険法による療養補償給付を受けていた者であって、この精神障害が症状固定した者のうち、次の①～④に掲げる後遺症状によって、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病した者を対象とし、労働者災害補償保険法による療養補償給付を受けていた者であって、この精神障害の症状が固定したと認められる者のうち、次のイからニまでに掲げる後遺症状によって、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

- ① 気分の障害（抑うつ、不安等）
- ② 意欲の障害（低下等）
- ③ 慢性化した幻覚性の障害又は慢性化した妄想性の障害
- ④ 記憶の障害又は知的能力の障害

- イ 気分の障害（抑うつ、不安等）
- ロ 意欲の障害（低下等）
- ハ 慢性化した幻覚性の障害又は慢性化した妄想性の障害
- ニ 記憶の障害又は知的能力の障害

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度とし、1か月に1回程度必要に応じて行うことができるが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

イ 診察

原則として症状固定後3年を限度とし、1か月に1回程度必要に応じて行うことができるが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行う。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ニ 精神療法、カウンセリング等の実施

後遺症状として気分の障害又は慢性化した幻覚性の障害若しくは慢性化した妄想性の障害があると認められる者については、診察の都度、必要に応じて専門の医師による精神療法、カウンセリング等を行うことができる。

ア 精神療法及びカウンセリングの実施

(7) 後遺症状として気分の障害又は慢性化した幻覚性の障害若しくは慢性化した妄想性の障害があると認められる者については、診察の都度、必要に応じて専門の医師による精神療法及びカウンセリングを行うことができる。

(4) アフターケアとして実施する精神療法及びカウンセリングは、治療ではなく、後遺症状の増悪を防止するための保健上の措置であることから、その処置内容については、生活指導に重点を置いたものとする。

イ 薬剤の支給

- ① 向精神薬
- ② 神経系機能賦活薬

ホ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給することができる。

- (イ) 向精神薬（抗精神病薬、抗うつ薬、抗不安薬）
- (ロ) 睡眠薬
- (ハ) 神経系機能賦活剤

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、医師が必要と認めた者については、次の検査のうち必要なものを1年に2回程度行うことができるものとする。

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 心理検査 | 1年に2回程度 |
| ② 脳波検査、CT、MRI検査 | |

- (イ) 心理検査
- (ロ) 脳波検査、CT、MRI

③ 末梢血液一般・生化学的検査 向精神薬を使用している場合に、1年に2回程度

(ハ) 向精神薬を使用している場合は、血液一般・生化学検査

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後

改正前

第17 循環器障害に係るアフターケア

XVIII 循環器障害に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

心臓弁を損傷した者、心膜の病変を残す者及び人工弁又は人工血管に置換した者については、症状固定後においても心機能の低下を残したり、血栓の形成により循環不全や脳梗塞等をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

心臓弁を損傷した者、心膜の病変を残す者及び人工弁又は人工血管に置換した者については、症状固定後においても、心機能の低下を残したり、血栓の形成により循環不全や脳梗塞等をきたすおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、次の者に対して行うものとする。

- ① 業務災害又は通勤災害により、心臓弁を損傷した者、心膜の病変の障害を残す者又は人工弁に置換した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者
- ② 業務災害又は通勤災害により人工血管に置換した者であって、症状固定した者のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者

(2) 対象者

アフターケアは、次の者に対して行うものとする。

- イ 業務災害又は通勤災害により、心臓弁を損傷した者、心膜の病変の障害を残す者又は人工弁に置換した者であって、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者
- ロ 業務災害又は通勤災害により人工血管に置換した者であって、症状固定した者のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

ア 心臓弁を損傷した者及び心膜の病変を残す者

原則として、症状固定後3年を限度として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

イ 人工弁又は人工血管に置換した者

原則として、人工弁又は人工血管に置換した者については、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

イ 診察

(4) 心臓弁を損傷した者及び心膜の病変を残す者

原則として、症状固定後3年を限度として、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(ロ) 人工弁又は人工血管に置換した者

原則として、人工弁又は人工血管に置換した者については、1～3か月に1回程度必要に応じて行うものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

- ① 抗不整脈薬
- ② 心機能改善薬
- ③ 循環改善薬（利尿薬を含む。）
- ④ 向精神薬

心臓弁を損傷した者及び人工弁に置換した者に対し支給する。

⑤ 血液凝固阻止薬

人工弁又は人工血管に置換した者に対し支給する。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

三 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給するものとする。

- ① 抗不整脈剤
- ② 心機能改善剤
- ③ 循環改善剤（利尿薬を含む。）
- ④ 向精神薬

心臓弁を損傷した者及び人工弁に置換した者に対し支給する。

⑤ 血液凝固阻止剤

人工弁又は人工血管に置換した者に対し支給する。

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、必要に応じて、次の検査を右欄に掲げる範囲内で行うものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	1～6か月に1回程度
② 尿検査	
③ 心電図検査（安静時及び負荷検査）	3～6か月に1回程度
④ エックス線検査	
⑤ 心音図検査	人工弁に置換した者に対

① 血液一般・生化学検査	1～6か月に1回程度
② 尿検査	
③ 心電図検査（安静時及び負荷検査）	3～6か月に1回程度
④ エックス線検査	
⑤ 心音図検査	人工弁に置換した者に対

	し、3～6か月に1回程度
⑥ 心臓超音波検査	人工弁又は人工血管に置換した者に対し、1年に1回程度
⑦ CRP検査	人工弁又は人工血管に置換した者に対し、1年に2回程度
⑧ 脈波図検査	人工血管に置換した者に対し、1年に1回程度
⑨ CT又はMRI検査	人工血管に置換した者に対し、医学的に特に必要と認められる場合に限る。

	し、3～6か月に1回程度実施
⑤ 心臓超音波検査	人工弁又は人工血管に置換した者に対し、1年に1回程度実施
⑦ 脈波図検査	人工血管に置換した者に対し、1年に1回程度実施
⑧ CT又はMRI検査	人工血管に置換した者に対し、医学的に特に必要と認められる場合限り実施

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

ア 心臓弁を損傷した者及び心膜の病変を残す者

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

イ 人工弁又は人工血管に置換した者

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とする。

改正後

改正前

第18 呼吸機能障害に係るアフターケア

XVIII 呼吸機能障害に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

呼吸機能障害を残す者にあつては、症状固定後においても咳や痰等の後遺症状を残すため、その症状の軽減及び悪化の防止を図る必要があることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

(1) 趣旨

呼吸機能障害を残す者にあつては、症状固定後においても、咳や痰等の後遺症状を残すため、その症状の軽減及び悪化の防止を図る必要があることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

2 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害により呼吸機能障害を残す者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受ける見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

(2) 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害により呼吸機能障害を残す者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受ける見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

(3) アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

イ 診察

原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。特に喫煙者に対しては、日常生活上の配慮として喫煙の禁止について指導するものとする。ただし、私病であるニコチン依存症の治療は行えないものである。

ロ 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。

- ① 去痰薬
- ② 鎮咳薬
- ③ 喘息治療薬
- ④ 抗菌薬（抗生物質を含む。）
- ⑤ 呼吸器用吸入薬及び貼付薬
- ⑥ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）

三 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給するものとする。

- ① 去痰剤
- ② 鎮咳剤
- ③ 喘息治療剤
- ④ 抗菌剤
- ⑤ 呼吸器用吸入剤
- ⑥ 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）

(4) 検査

診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

ハ 検査

診察の結果、必要に応じて、次の検査を右欄に掲げる範囲内で行うものとする。

① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に2回程度
② CRP検査	
③ 喀痰細菌検査	
④ スパイログラフィー検査	
⑤ 胸部エックス線検査	
⑥ 血液ガス分析	1年に2～4回程度
⑦ 胸部CT検査	1年に1回程度

① 血液一般・炎症反応（CRPを含む。）・生化学検査	1年に2回程度
② 喀痰細菌検査	
③ スパイログラフィー検査	
④ 胸部エックス線検査	
⑤ 血液ガス分析	1年に2～4回程度
⑥ 胸部CT検査	1年に1回程度

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して
1年間とする。

改正後	改正前												
<p><u>第19 消化器障害に係るアフターケア</u></p> <p><u>1 趣旨</u> 消化器を損傷した者で、症状固定後においても、消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害又は膀胱機能障害（以下「消化吸収障害等」という。）の障害を残す者にあつては、腹痛や排便機能障害等を発症するおそれがあること、また、消化器ストマ（大腸皮膚瘻、小腸皮膚瘻及び人工肛門）を造設するに至った者にあつては、反応性びらん等を発症するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p><u>2 対象者</u> アフターケアは、業務災害又は通勤災害により、消化吸収障害等を残す者又は消化器ストマを造設した者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p><u>3 措置範囲</u> アフターケアの<u>予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 診察</u> 原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、<u>医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保健指導</u> 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p><u>(3) 保健のための処置</u> 診察の都度、必要に応じて次に掲げるそれぞれの範囲内で<u>行うことができるものとする。</u></p> <p><u>ア</u> ストマ処置 <u>イ</u> 外瘻の処置 軽微な外瘻が認められる者に対し、外瘻周辺の反応性びらん等の発症を予防するために実施するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給 <u>エ</u> 薬剤の支給</p> <p>① 整腸薬、止瀉薬 ② 下剤、浣腸薬 ③ 抗貧血用薬 ④ 消化性潰瘍用薬 逆流性食道炎が認められる場合に支給する。</p> <p>⑤ 蛋白分解酵素阻害薬 ⑥ 消化酵素薬 ⑦ 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。） ⑧ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p> <p><u>(4) 検査</u> 診察の結果、必要に応じて次の検査を<u>それぞれの範囲内で行うことができるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="172 1944 762 2078"> <tr> <td>① 末梢血液一般・生化学的検査</td> <td>3か月に1回程度</td> </tr> <tr> <td>② 尿検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 腹部超音波検査</td> <td>医学的に特に必要と</td> </tr> </table>	① 末梢血液一般・生化学的検査	3か月に1回程度	② 尿検査		③ 腹部超音波検査	医学的に特に必要と	<p><u>XX 消化器障害に係るアフターケア実施要綱</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u> 消化器を損傷した者で、症状固定後においても、消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害又は膀胱機能障害（以下「消化吸収障害等」という。）の障害を残す者にあつては、腹痛や排便機能障害等を発症するおそれがあること、また、消化器ストマ（大腸皮膚瘻、小腸皮膚瘻及び人工肛門）を造設するに至った者にあつては、反応性びらん等を発症するおそれがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。</p> <p><u>(2) 対象者</u> アフターケアは、業務災害又は通勤災害により、消化吸収障害等を残す者又は消化器ストマを造設した者であつて、労働者災害補償保険法による障害補償給付若しくは障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち<u>医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者</u>に対して行うものとする。</p> <p><u>(3) アフターケアの範囲</u> アフターケアの範囲は、次のとおりとする。</p> <p><u>イ 診察</u> 原則として、症状固定後3年を限度として、1か月に1回程度必要に応じて行うものとするが、<u>医学的に更に継続する必要のある者については、その必要な期間継続して行うことができるものとする。</u></p> <p><u>ロ 保健指導</u> 診察の都度、必要に応じて行うものとする。</p> <p><u>ハ 保健のための処置</u> 診察の都度、必要に応じて、<u>次の処置等を行うものとする。</u></p> <p>① ストマ処置 ② 外瘻の処置 軽微な外瘻が認められる者に対し、外瘻周辺の反応性びらん等の発症を予防するために実施するものとする。</p> <p>③ 自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給 <u>ホ 保健のための薬剤の支給</u> 診察の都度、必要に応じて、<u>次の薬剤を支給するものとする。</u></p> <p>① 整腸剤、止瀉剤 ② 下剤、浣腸剤 ③ 抗貧血用剤 ④ 消化性潰瘍用剤 逆流性食道炎が認められる場合に支給するものであり、<u>鎮痛剤に対する健胃消化剤として支給するものでないこと。</u></p> <p>⑤ 蛋白分解酵素阻害剤 ⑥ 消化酵素剤 ⑦ 抗菌剤（外用剤を含む。） ⑧ 鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）</p> <p><u>ニ 検査</u> 診察の結果、必要に応じて、<u>次の検査を右欄に掲げる範囲内で行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="849 1944 1423 2078"> <tr> <td>① 血液一般・生化学検査</td> <td>3か月に1回程度</td> </tr> <tr> <td>② 尿検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 腹部超音波検査</td> <td>医学的に特に必要と認</td> </tr> </table>	① 血液一般・生化学検査	3か月に1回程度	② 尿検査		③ 腹部超音波検査	医学的に特に必要と認
① 末梢血液一般・生化学的検査	3か月に1回程度												
② 尿検査													
③ 腹部超音波検査	医学的に特に必要と												
① 血液一般・生化学検査	3か月に1回程度												
② 尿検査													
③ 腹部超音波検査	医学的に特に必要と認												

- | | |
|----------------------|-------------|
| ④ 消化器内視鏡検査（ERCPを含む。） | 認められる場合に限る。 |
| ⑤ 腹部エックス線検査 | |
| ⑥ 腹部CT検査 | |

- | | |
|----------------------|--------------|
| ④ 消化器内視鏡検査（ERCPを含む。） | 認められる場合に限り実施 |
| ⑤ 腹部エックス線検査 | |
| ⑥ 腹部CT検査 | |

4 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とする。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

改正後

改正前

第20 炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケア

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に係るアフターケア実施要綱

1 趣旨

炭鉱災害による一酸化炭素中毒に罹患した者においては、症状固定後においても季節、天候、社会環境等の変化に伴って精神又は身体の後遺症に動揺をおこすことがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

1 趣旨

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった者においては、その症状が平衡状態に達してなおった後においても、なお、季節、天候、社会環境等の変化に伴って精神又は身体の後遺症に動揺をおこすことがあるので、必要に応じアフターケアを行う。

2 対象者

アフターケアは、炭鉱災害による一酸化炭素中毒について労働者災害補償保険法による療養補償給付を受けていた者であって、当該一酸化炭素中毒が症状固定した者のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

2 アフターケアの対象者

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けていた者であって、当該一酸化炭素中毒症がなおったものに対して行う。

3 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次のとおりとする。

3 アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

原則として、症状固定後3年を限度として1か月1回程度必要に応じて行うものとするが、医学的に更に継続する必要がある者については、その必要とする期間継続して行うことができるものとする。

(1) 診察

原則として、治癒後3年を限度として1か月1回程度必要に応じて行うものとするが、医師が必要と認める者については、その必要とする期間継続して行うことができるものとする。

(2) 保健指導

診察の都度、必要に応じて行うものとする。

(2) 保健指導

(1)の診察の都度行う。

(3) 保健のための処置

診察の都度、必要に応じて次の薬剤を支給することができるものとする。これらの薬剤の支給は、中枢神経系の障害に対して維持的な効果を与えるために行うものであるので、その投与については、それぞれ定めるところによって取り扱うものとする。

(3) 保健のための薬剤の支給

障害補償給付を受ける者に対して、(1)の診察の都度、その症状に応じて必要な限度でビタミンB1剤等の薬剤を支給する。

なお、これらの薬剤を必要とする者の中には、本質的には一酸化炭素中毒以外の疾病によると思われる症状が合併していることがあるので、診察にあたってはこの点に特に留意する。

また、一酸化炭素中毒以外の疾病については当該アフターケアを行う趣旨ではないので、例えば高血圧症、貧血、胃腸疾患、腰痛、神経痛、頸部せき椎症等に対する胃腸薬、造血薬、強肝薬、総合ビタミン剤等の投与は、アフターケアとしての薬剤の支給とは認められないものである。

ア 脳機能賦活薬

向精神性ビタミン剤及び代謝促進薬を主とするが、その使用量は急性期の場合と異なって少量持続の方針をとることとし、次により適宜選択して投与するものとする。

① ビタミンB ₁	1日 25mg～50mg
② ビタミンB ₁₂	1日 0.2mg～0.5mg
③ GABA (ガンマロン)	500mg～1,000mg

④ アスパラギン酸製剤	300mg～ 600mg
-------------	--------------

イ 向精神薬、筋弛緩薬（鎮痙薬を含む。）及び鎮痛薬
 次の薬剤投与はできるだけ少量であることとし、①についてはめまいや嘔気のあるものに対し、②については肩こりなどの筋緊張性病訴又は神経症的病訴のあるものに対し、主として使用されるものである。

① フェノチアチン系等	1日 1錠～3錠程度
② ジアゼパム系等	
③ 鎮痛薬	

ウ 血管拡張薬
 肩こり、頸部こり、頭痛などの自覚症状の中には上記イの薬剤と血管拡張薬とを併用することによって症状が軽減し、労働可能となるものが少なくないので、少量の血管拡張薬（1日1錠ないし3錠程度）は投与してもよいものである。

エ その他の薬剤
 パーキンソン症候群を有するものに対しては抗パーキンソン薬を、脳波異常のあるもの又は痙攣発作をおこすものに対しては抗痙攣薬を、血液の循環の改善を必要とするものに対しては少量の内服昇圧薬を必要に応じ投与するものである。

(4) 検査(健康診断)
 診察の結果、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができるものとする。

① 全身状態の検査 ② 自覚症状の検査 ③ 精神、神経症状の一般的検査	1年に1回程度
④ 尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査 ⑤ 赤血球沈降速度及び白血球数の検査 ⑥ 視野検査 ⑦ 脳波検査 ⑧ 心電図検査 ⑨ 胸部エックス線検査 ⑩ CT、MRI検査	①から③の検査の結果、医学的に特に必要と認められる場合に限る。

4 健康管理手帳の有効期間
 (1) 新規の交付
 交付日から起算して3年間とする。
 (2) 更新による再交付
 更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

(4) 健康診断
 原則として、治ゆ後2年を限度として、1年に1回、下記に掲げる検査を行うものとするが、医師が必要と認める者については、その必要とする期間1年に1回行うことができるものとする。

- イ 全身状態の検査
 - ロ 自覚症状の検査
 - ハ 精神、神経症状の一般的検査
- なお、上記検査の結果医師が必要と認める者については、次の検査を追加して行う。
- イ 尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査
 - ロ 赤血球沈降速度及び白血球数の検査
 - ハ 視野検査
 - ニ 脳波検査
 - ホ 心電図検査
 - ヘ 胸部エックス線写真による検査
 - ト CT、MRI